

88-4 no.26

業務資料

高等学校定時制課程に学ぶ 青少年に対する事業所の配慮

(事 例 調 査)

昭和 46 年 6 月

労働省 婦人少年局

目 次

I 事例調査の概要	1
II 事例のまとめ	2
III 事例紹介	18
1 Mベルト(株)工場	20
2 N交通株式会社	21
3 S株式会社	21
4 I繊維株式会社	22
5 (株)K工務店	23
6 K商事	24
7 (有)Y堂	25
8 M産業株式会社	26
9 K繊維株式会社	27
10 H内燃機株式会社	28

I 事例調査の概要

1. 事例は握の目的

高等学校定時制課程に学ぶ勤労青少年の就学に関して事業所がどのような配慮を行なっているかについて今後の業務の参考に資するために具体的事例のは握を行なつたものである。

2. 事例は握の対象

高等学校夜間定時制課程に通学している青少年労働者のいる事業所 1,100ヶ所。

選定の方法としては、県庁所在地の高等学校夜間定時制課程に従業員を通学させている事業所の中から、各産業および事業所規模の特定区分に偏することのないよう配慮の上、選定した。

3. 事例は握の方法

婦人少年室職員による面接調査

4. 事例は握した時期

昭和45年11月

5. 実施機関

労働省婦人少年局

Ⅱ 事例のまとめ

1. 対象事業所の概況について

(1) 産業および事業所規模

産業別に見ると製造業が560事業所、卸売業・小売業176事業所、サービス業170事業所、建設業69事業所、運輸通信業66事業所、金融保険業30事業所、電気・ガス・水道業27事業所、鉱業、不動産業は各1事業所である。

規模別に見ると、規模①（500人以上）228ヶ所、規模②（100～499人）412ヶ所、規模③460ヶ所である。（表1）

(2) 労働者数および青少年労働者数

対象事業所における常用労働者は474,278人、青少年労働者（15才～19才）は75,232人いるがそのうち、44,373人は中学卒青少年労働者である。

その中学卒青少年についてみると、製造業38,110人、運輸通信業は2,173人、サービス業15,59人、卸売業・小売業は1,001人、電気・ガス・水道業は784人、建設業は666人、金融保険業72人、鉱業7人、不動産業1人となつている。（表2）

(3) 中卒者の採用状況

中卒者の採用状況および今後の見通しについての事業所の意向としては、“今後も採用していく方針”の事業所が約半数あり、“見込みなし”“中卒者を希望しない”“高卒にきりかえたい”と答えた事業所がそれぞれ約100ヶ所づつあるがその他主婦のパートや、中高年令婦人の雇用へ切りかえたい希望の事業所もある。また、中卒者のうち定時制高校へ通学している者のみ採用する事業所、訓練所卒のみ採用する事業所などが見られる（表3）。

一方、中卒者の採用は困難でなく、充足している事業所もみられ、毎年欠員の補充をする程度で大して苦にしていない事業所も見られる。

表 1 産業別、規模別および中学卒青少年労働者数別対象事業所数

	対 象 事業所数	中 学 卒 青 少 年 勞 働 者 数						
		～5人	6～10人	11～20人	21～50人	51～100人	101～200人	201人以上
計	1,160	456	135	124	178	90	55	49
鉱 業	1		1					
建 設 業	69	45	9	5	7	3		
製 造 業	560	100	64	80	135	74	50	46
卸売業・小売業	176	131	30	5	7	3		
金 融 保 險 業	30	28	2					
不 動 産 業	1	1						
運 輸 通 信 業	66	31	7	7	10	5	3	2
電気・ガス・水道業	27	10	6	4	3	2	1	1
サ ー ビ ス 業	170	110	16	23	16	3	1	1
規 模	500人以上	14	14	11	47	46	33	48
	100～499人	101	54	76	119	43	16	3
	～99人	341	67	37	12	1	1	1

表2. 産業別、規模別、労働者数

	対 象 事業所数	常 用 勞 働 者		青少年労働者 (15~19才)		中卒青少年労働者 (15~19才)	
		事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
計	1,100	1,099	474,278人	1,095	75,232人	1,087	443,73人
鉱 業	1	1	1,508	1	23	1	7
建設業	69	69	10,829	69	1,036	69	666
製造業	560	560	319,798	556	63,653	549	38,110
卸売業・小売業	176	176	18,193	176	3,130	176	1,001
金融保険業	30	30	4,844	30	569	30	72
不動産業	1	1	62	1	1	1	1
運輸通信業	66	66	48,838	66	3,139	65	2,173
電気・ガス・水道業	27	27	41,944	27	1,416	27	784
サービス業	170	169	28,262	169	2,265	169	1,559
規 模	500人以上	228	354,850	225	56,028	218	30,662
	100~499人	411	101,683	410	15,992	409	11,159
	~99人	460	1,7745	460	3,212	460	2,552

注) 労働者数不明の事業所があるので対象数とは合致しない。

表 3 産業別、規模別および中卒者の採用状況別事業所数

	対 象 事業所数	中卒を 希望し ない	今後も採 用してゆ く方針	中卒女子 のみ採用	中卒男子 のみ採用	高卒に切 りかえたい	中高年に 切り換え たい	見込み なし	その他 ・訓練所 ・定時制 ・中卒者と 限定せず
計	1,100	129	459	45	61	125	22	144	137
飲 業	1	0	0	0	0	0	0	1	0
建 業	69	11	28	2	3	7	0	7	8
製 業	560	32	278	22	27	76	15	76	40
卸売業・小売業	176	32	46	3	15	14	2	31	38
金融保険業	30	7	10	0	2	1	1	1	11
不動産業	1	2	0	0	0	0	0	0	0
運輸通信業	66	11	25	3	3	7	1	10	8
電気・ガス・水道業	27	4	10	2	3	2	0	2	6
サービス業	170	30	62	13	8	18	3	15	26
① 500人以上	228	22	113	11	15	35	3	25	16
② 100~499人	412	43	173	26	16	60	11	36	47
③ ~ 99人	460	64	173	8	30	30	8	83	74

注) 1つの事業所で2つ以上の回答があるので、計は対象事業所数とは合致しない。

(4) 教育訓練施設

事業場附属高等学校（定、通、併修を含む）を設置している所は12ヶ所あり、すべて製造業に限られ、規模①に11ヶ所、規模②に1ヶ所である。

事業内職業訓練（期間6ヶ月以上）については69の事業所が行なっているが、製造業は53、つぎは建設業10となつている。事業所規模では①および②が過半数を占めているが100人未満では14の事業所で行なわれている。各種学校については製造業、サービス業等の規模①および②の40事業所に設置されている。

なお、技能連携制度による技能教育施設として文部省の指定を受けている施設は対象事業所中17ヶ所あり、そのうち、認定職業訓練校は8件、各種学校は7件、事業所附属高校は2件となつている。産業別にみると製造業11ヶ所、サービス業で4ヶ所、建設業、運輸通信業で各々1ヶ所のみとなつている。（表4）

(5) 青少年労働者の就学状況について

自由意志で事業所外の教育機関に在籍する当該事業所における青少年数をみると、定時制課程12902人、通信制1871人、定通併修制558人、公共職業訓練校434人、各種学校1410人となつており、製造業での就学者が13796人、サービス業1253人、電気・ガス・水道業539人、運輸通信業398人、建設業277人となつている。

なお、技能教育施設としての指定を受けている事業所から連携高校に通学している青少年数は1405人を占め、製造業1215人、建設業89人、サービス業73人、運輸通信業28人となつている。（表5）

表4. 産業別、規模別および教育訓練施設の有無別、技能教育施設指定有別事業所数

		対象事業所数	施設あり								施設なし		
			計		附属高等学校		職業訓練		各種学校			その他	
		事業所数	指定有数	事業所数	指定有数	事業所数	指定有数	事業所数	指定有数	事業所数	指定有数		
産業	計	1100	17	12	2	69	8	39	7	19	—	971	
	鉱業	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	建設業	69	12	—	—	10	1	—	—	2	—	57	
	製造業	560	101	12	2	53	7	25	2	11	—	469	
	卸売業・小売業	176	4	—	—	2	—	1	—	1	—	172	
	金融保険業	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	
	不動産業	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	運輸通信業	66	6	—	—	2	—	2	1	2	—	60	
	電気・ガス・水道業	27	5	—	—	—	1	—	1	—	3	—	22
	サービス業	170	11	—	—	1	—	10	4	—	—	159	
規模													
① 500人以上		228	83	11	2	33	4	24	3	15	—	155	
② 100~499人		412	39	1	—	22	3	14	4	2	—	373	
③ ~99人		460	17	—	—	14	1	1	—	2	—	443	

(注) 訓練期間は6ヶ月以上。

“指定有”とは技能教育施設としての文部省の指定ありのことをいう。

表 5. 産業別、規模別および教育機関別在籍者数

	対 数 事業所数	在籍者数	高 等 学 校				職 業 訓 練		各種学校
			小 計	定時制	通信制	定・通 併修制	事業内	公 共	
計	1 100	{1,405} 1,824人	{428} 1,575人	{428} 1,335人	1,871	558	(346)人	88	(631) 2,041人
鉱 業	1	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	69	{89} 366	265	259	6	—	(89)	9	3
製 造 業	560	{1,215} 1,501人	{428} 1,288人	{428} 1,052	1,478	557	(257)	77	(530) 1,790
卸売業・小売業	176	505	484	483	1	—	—	2	19
金融保険業	30	60	57	57	—	—	—	—	3
不動産業	1	1	1	1	—	—	—	—	—
運輸通信業	66	{28} 426	396	364	31	1	—	—	(28) 30
電気・ガス・水道業	27	539	538	224	314	—	—	—	1
サービス業	170	{73} 1,326	1,131	1,090	41	—	—	—	(73) 193
① 500以上	228	{111} 1,181人	{428} 1,013人	{428} 810人	1,444	502	(125)	40	(558) 1,511人
② 100~499人	412	{272} 4,811人	4,108	3,639	414	55	(206)	38	(73) 459
③ ~99人	460	{15} 1,609人	1,516	1,502	13	1	(15)	10	68

注) 通学者数不明事業所あり。

() 数は技能教育施設としての指定ある事業所の通学者数

2. 通学する青少年労働者に対する事業所の配慮について

雇用している青少年を高等学校定時制課程等へ通学させることについて、事業所の態度には労働力確保のため通学を条件に採用している場合と、本人の自由意志で通学させ、これになんらかの配慮をしている場合とがある。

通学する青少年労働者に対して時間的、経済的等の援助を行なっている事業所は多いが、“通学することは本人の自由であるから”“本人に自立心をもたせるため”“一般労働者の反目を買ひ労務管理上弊害があるから”“卒業後の定着が悪いので”また、“青少年自身援助をうけることは肩身がせまくていやだとの通学者からの申出によつて”等のため何の援助も行なっていない事業所も見られる。

“企業のプラスになる資格取得のためなら”“夜間の定時制課程でなく通信制課程での就学であれば、援助を借しまない事業所、事業所附属高校への就学には援助するが、本人の自由意志による他の高校への通学には全然配慮しない事業所、業務に関係のある教科（電気機械等）の履修および公共職業訓練所就学の場合は援助するが他の教科履修者には援助をしないところ、また、事業所の指定する高等学校定時制課程に通学することが採用の条件となっており、職場に不満はないが学校に通うことがいやになつた青少年が退職していくという事業所等もみられる。

以下、質問事項それぞれについてみることにする。

(1) 通学についての態度

青少年労働者が自由意志で事業所外の教育訓練をうけることについての事業所の態度としては、“本人の自由にまかせている”が約半数を占め、“原則として奨励している”が約400ヶ所ある。“採用時の条件としている”は150ヶ所あり、小規模の事業所がその半数以上を占め、労働力確保の手段として導入している傾向がみられる。（表6）

(2) 通学のための時間的配慮

夜間定時制課程に通学する青少年労働者のための通学日の就業時間についての措置としては、“労働時間を短縮している”“早退を認めている”

表 6. 産業別、規模別および就学奨励の状況別事業所数

	対象事業所数	原則として 奨励してい る	教育訓練の内容 が業務に関係あ るもののみ奨励	本人の自由 にまかせて いる	採用時の 条件とし ている	その他	不 明
計	1 100	396	52	498	150	38	4
鉱 業	1	—	—	1	—	—	—
建 設 業	69	21	4	34	8	4	—
製 造 業	560	243	20	240	62	15	4
卸売業・小売業	176	47	7	79	36	8	—
金融保険業	30	4	1	12	9	4	—
不動産業	1	—	1	—	—	—	—
運輸通信業	66	18	7	35	8	—	—
電気・ガス・水道業	27	5	1	19	1	1	—
サービス業	170	58	11	78	26	6	—
① 500人以上	228	85	11	111	21	11	2
② 100~499人	412	162	20	196	41	9	2
③ ~99人	460	149	21	191	88	18	—

注) 1つの事業所で2つ以上の回答があるので計は対象事業所数と合致しない。

“残業はさせていない”等の配慮をしている事業所が約半数あり、“所定労働時間のままで就学に支障はない”とする事業所も半数近くあるが、中には就学者が多いためにその便を図り“勤務時間を変更した”という事業所もみられる。在学中は交替制勤務につかせないようにしている事業所、その他の措置を講じている事業所が約1割づつある。その他の措置の内容としては夜間学生は日勤のみとする。試験中は午後から休日とし、出勤扱いとする。就学中は出張させないなどがある。サービス業とくに医療保険業では準夜勤にはつかせない等の配慮をしている所が多いが、中には準夜勤当日は学校を休ませている所も見られる。

また、青少年を通学させることから生じる労働力の不足を補うために夕刻からパートタイムを雇用している所も見られる。

なお、“特別な措置はとっていない”事業所が僅かなが見られる。

(表7)。

通学の為の時間的配慮をしている事業所の例をみると、“労働時間の短縮を行なっているが賃金、勤評には影響ない”“残業はさせない”“通学の便を考え市外の現場へは配置しない”等の配慮をしている所、“勤務時間を1時間短縮し4時には終業させ、在学学生は交替制グループの中には入れず、残業もさせない”等の配慮をしている所、“通学者は一般従業員より20分早い終業時刻とし、賃金、勤評には影響なく取扱い、また試験中は半日勤務とし半日は有給で休ませ1年未満の年休のない者には、有給の特別休暇としている”事業所もある。

また、所定労働時間のままで就学に支障はないので労働時間短縮、早退などの配慮の必要はないとする事業所においても、“就業時間8.30～17.30を希望する従業員が多いが、定時制高校通学生の就学時間のことを考慮し、就業時間を8.10～17.00とし、社をあげて協力している。”“生産目標設定にあたっては通学者の残業を除外して計画をたてている”“就業時間は8時半から5時なので通学には十分間にあうが1時間程度は早退として大目にみている”“商品販売の為の出張が多いが通学者は対象

表7. 産業別、規模別および通学日の就学可能ならしめるための就業時間についての措置別事業所数

	対象事業所数	労し早る 勤で退 時間を短縮 認めてい	時て 差勤る 務を認め	在勤い 学務な 中につ は交か 替せ制	寝な 業い はさ せてい	そ訴 のじ 他の のい 描る 置を	所ま 定で 労支 働時 間障 はな	時つ 別て ない 措な 置は と
計	1,100	493	40	113	491	104	408	61
産業	鉱業	1	—	—	—	—	—	1
	建設業	69	39	1	31	4	19	4
	製造業	560	224	17	283	33	251	32
	卸売業・小売業	176	124	8	66	14	35	4
	金融保険業	30	8	1	14	2	18	1
	不動産業	1	—	—	—	—	1	—
	運輸通信業	66	22	5	24	12	22	3
	電気・ガス・水道業	27	2	—	11	2	19	4
	サービス業	170	74	9	62	37	43	12
	① 500人以上	228	69	7	107	20	103	23
規模	② 100~499人	412	161	16	172	35	179	24
	③ ~99人	460	263	17	212	49	126	14

外としている”などの例がみられる。

(3) 学校行事参加への配慮

学校行事が労働時間中に行なわれる際、参加を可能にする為にとつてい
る措置については、特別休暇にする所が約270ヶ所あり、年次有給休暇
を与え、特別に取扱わないとする所が約700事業所ある。なお、年次有
給休暇で処置している事業所において1年未満の資格を有しない者につい
ては特別休暇扱いをしている所が見られる。また学校行事は優先的に取扱
い有給とし、官公庁の行事への参加も有給としている所、学校からの証明
があれば特別休暇とする所等も見られる。公共職業訓練校に通学する場
合は特別休暇とし、定時制課程の場合は年次有給休暇とする等異つた取
扱いをしているところも見られる。

学校側も通学者のことを考慮してか、事業所の休日に学校行事を開催し、
労働日に学校行事が行われていない様子が若干何える(表8)。

(4) その他の配慮

夜間定時制課程に通学する従業員に対する援助の内容としては、学校と
の連絡組織(ETA)に加入している所は約半数を占め、経済的援助をし
ている事業所は約400ヶ所あり、寮生の為に学習室を設けているところ
は100ヶ所をこし、通学の為のバスを運行している所は50ヶ所ある。
特別に何の援助もしていない事業所は約400ヶ所ある。

経済的援助の内容をみると、主に授業料、交通費等の支給が行なわれ、
奨学金、給食等の援助も僅かにある。なお、入学金、教科書代、教材費等
の支給がなされている所や、貸付制度をとり入れている所も見られる。
また、修学旅行、遠足等には小遣を渡したり通学用にバイクを貸与したり、
通学の為のハイヤー代を支払つたり、学生服を作つて与えている所等がみ
られる。

上記の支給については、中途退学するもの、在学中に退職するものはその
時点で返済させるところも見られる(表9)。

表 8 産業別、規模別および労働日の学校行事参加を可能にするための措置別事業所数

	対象事業所数	ふりかえ休日	特別休暇	年次有給休暇特別に取扱わない	その他	不明(無記入)
計	1,100	77	264	699	52	8
鉱業	1	—	—	1	—	—
建設業	69	4	20	41	1	3
製造業	560	23	118	391	26	2
卸売業・小売業	176	21	65	85	4	1
金融保険業	30	1	5	23	1	—
不動産業	1	—	—	1	—	—
運輸通信業	66	10	10	42	3	1
電気・ガス・水道業	27	—	2	23	1	1
サービス業	170	18	44	82	16	—
① 500人以上	228	18	35	159	14	2
② 100~499人	412	29	88	276	18	1
③ ~99人	460	30	141	264	20	5

表 9. 産業別、規模別および援助の内容別事業所数

	対象事業所数	経済的援助をしている											通して 学用バ スを行 っている	学 校と の連 絡組 織	そ の 他 の 援 助 を し て い る	特 別 な 援 助 は し て い る	不 明
		奨学 資金		授の 業料		交通 費		給食 費			そ の 他						
		支 給	貸 与	支 給	貸 与	支 給	貸 与	支 給	貸 与	支 給	貸 与						
		小 計	計	計	計	計	計	計	計	計	計						
計	1,100	67	29	110	21	113	6	40	6	145	51	135	516	185	396	1	
飲	1														1		
建	69	1		5		6		3		8		7	31	10	27		
製	560	51	22	81	18	68	6	26	6	96	48	100	300	113	151	1	
卸売業・小売業	176	9		19	1	17		2		19		13	75	25	71		
金融・保険業	30					3		1					7	2	22		
不動産業	1														1		
運輸通信業	66	2	1	3		4		1		5		5	20	9	37		
電気・ガス・水道業	27		2		1					1		1	10	4	15		
サービス業	170	4	4	11	1	15		7		16	3	9	73	22	71		
① 500人以上	228	14	10	19	7	18	1	4		28	18	51	107	47	82	1	
② 100~499人	412	25	18	52	13	41	4	16	6	60	31	51	210	63	135		
③ ~ 99人	460	28	1	39	1	54	1	20		57	2	33	199	75	179		

注) 1つの事業所で2つ以上の回答があるので計は対象数とは合致しない。

(5) 卒業後の取扱い

在職中に取得した学歴の取扱いを、まづ賃金の面からみると、当然のこととして高卒扱いをするのが約1/4程度みられるが、“4年の経験があり新高卒より高い賃金となるのでそのまま”という事業所、“卒業時点で少し賃金アップする”所、“能力主義なので、または年令給なので、学歴は関係しない”所、“資格を取得すれば賃金アップするが高校卒ということのみでは変化しない”という事業所等が見られる。

職種については、在学中就労していた職種を“変更しない”事業所が多い。反面、“自動的に事務職に”“高度な職種に配転する”事業所や、“本人の希望によつて配転を行なう”事業所がかなり見られる。また学生時代は“通学の便を考慮して社内勤とし、卒業後は現場の仕事に配置換する”という事業所もみられる。

身分については“変更しない”事業所もあるが、“高校を卒業することにより管理職へのルートが開けている”所、“卒業と同時に役付になる”事業所もある。また“工員から社員へ、雇員から社員へ、準社員から社員になる等、身分が明らかに変る”ところが見られる。一方、“通学している期間はアルバイトとして雇用しているので、卒業すると、一たん退職し、新たに高卒として入社試験をうけて合格した者のみ採用する”事業所、また、“定時制課程を卒業しても、社内の認定試験に合格してはじめて、高校卒待遇となる”事業所などもみられる。

3. 就学の援助措置に伴う効果、問題点および事業所の見解

通学している青少年自身、また青少年をとりまく環境等によつてその評価はまちまちであるが“若年層の労務管理上の必要経費である”“労働力確保の為である”“戦力としてプラスになつている”などの理由から援助するのは当然という所、また“通学者は勤労者として自覚があり勤務成績が良い”“校友、教師等幅広い人間関係から人間的成長がみられ、立派な労働者となつていく”などの効果があると評価し、“負担を感じない”“問題はない”

とするものが半数を占めている。一方、負担、困難に思われることをとりあげたものとしては、交替制勤務のある事業所で“通学者を就学時間帯の労働につけられない為、通学者が現在より増加すると操業になお影響するので困る”“残業がさせられないのであいた穴をうめることが出来ず周囲の者に負担をかけている”“就学時間を考えると市内出張をさせられない、現場勤務をさせられない”“援助することにより通学しない同年代の青少年とのバランスがとれない”など労務管理の上から問題点をとりあげているところがある。また、“学校が給料等の情報交換の場となり転職するので通学させたくない”と定着しないことを嘆いている事業所もある。

通学する青少年自身、“「学校に行く為に仕事をしているのだ」とアルバイト的な職業感覚で仕事に誠意がない、定着する意志がないので援助しても効果がない”という事業主がいる。

さらに、“援助したからといって卒業後まで期待することは、無理なこと”と通学する4年間の労働力の確保とわりきつている事業所があり、そのなかには就学者の就労する職種を限定し、卒業後は転職することを積極的に奨励している所、または就職相談にも応じて世話をしている事業所も見られる。

事 例 紹 介

事 例 1

社 名 Mベルト製工場

産 業 製造業（コンベアーベルト、タイヤチューブ）

(1) 事業所の概況

常用労働者686人、中学卒青少年労働者（15才～19才）は127人いる。中卒者の採用については、毎年減少してはいるがほとんど市内から採用している。事業内職業訓練を中卒対象に行っているが41人が受講している。また、夜間定時制課程へは青少年の大半である99人が通学している。4年前までは特定校へ通学することが入社条件であつたが、最近は原則として奨励するが、就学を希望しない者（45年採用者中、20%～30%）には強制はしていない。然し、従業員質の向上をはかるため、定時制課程へ通学させることの効果を認め、将来もすすめていく方針でいる。さらに、中途退学させないために専任のカウンセラーを置いて対応している。

(2) 通学者に対する事業所の配慮

夜間定時制課程就学者の教育をうける時間を確保するための措置としては、所定終業時刻は午後5時であるが、15分短縮し交替制勤務および残業はさせていない。また、労働日に行われる学校行事参加については特別休暇扱いとしている。

夜間定時制課程に通学する従業員に対する援助としては、授業料、交通費、給食費、修学旅行時の小遣い等については通学者全員に支給しているが、機械科通学者に対しては更に教科書、設計道具等の支給を行つている。また、寮生の学習室の設置、E.T.A.の加入、学校行事に対する経済的援助等が行なわれている。

在職中に取得した学歴の取扱いについては、高校卒の待遇となり、賃金は基本給の引き上げ、自己申告により、適当と認めれば職種の変更を行なっている。

事例 2

社 名 N交通株式会社
産 業 運輸通信業（旅客運輸）

(1) 事業所の概況

常用労働者523人中、中学卒者少年労働者（15才～19才）は35人、そのうち、13人が定時課程へ、2人が通信制課程で勉学しており、いずれも男子の車掌係である。

車掌という職種に対する偏見から、中学卒の希望者が少なく採用は非常に難しくなっている。コンプレックスを感じている従業員の指導を非常に重視し、学校での成績、素行等についてカウンセラー、係長が中心となつて詳細には掘し、就学者の中途退学を防止する等配慮を行なつてゐる。

(2) 通学者に対する事業所の配慮

夜間定時制課程就学時間確保のための措置としては、時差勤務を認め、一路線早く乗務させ、就学時刻に影響ない様にダイヤを組んでいる。また、労働日の学校行事参加については届出をさせ出勤扱いにしている。

その他の援助としては授業料、交通費、給食費分として月1,500円を支給し、寮生のための学習室を設置し、BTAに加入している。

在職中に取得した学歴の取扱いについては、学歴により賃金、身分、職種等の変更は行われぬ。然し、本人の能力により事務職に配転することはある。

事例 3

社 名 S株式会社
産 業 製造業（生糸）

(1) 事業所の概況

常用労働者126人、中学卒青少年労働者（15才～19才）は72人で全員女子である。そのうち定時制通学者は27人いる。

昭和24年会社創立当時より夜間部に通学させ教養ある社会人として、

社会にかえすことを社是としている。採用者は県内に限られ、通学することを当然として先ばいも受入れている。就学を希望する青少年には意志の強さがあり会社としては4年間を頑張つて卒業した者に対し期待している。

(2) 通学者に対する事業所の配慮

夜間定時制課程就学時間確保のための措置としては、設立当初は交替制勤務体制であつたが10年程前に定時制通学者が40%を占めた時、交替制勤務を廃止し、現在では就学に支障のないように所定労働時間が設けられている。また労働日における学校行事参加については特別休暇扱いにしている。

その他の援助としては、案を通学者グループと通学しないグループとにわけて管理が行なわれ、勉強し易い様に学習室を設けている。また修学旅行に参加する際小遣として3,000円を支給している。

在職中に取得した学歴の取扱いについては高等学校で勉強すれば能力も高くなつてくるので適性に応じ事務職員又は管理的職種に配置換する。配置換により賃金は当然あがることとなる。

事 例 4

社 名 I 繊維株式会社

産 業 製造業（合成繊維紡績）

(1) 事業所の概況

常用労働者629人、中学卒青少年労働者（15才～19才）は226人いる。当市は繊維工業が主たる街であるため、定時制高校には繊維業界の勤務形態にあわせた昼間2部制と夜間部とがある。昼間部は午前、午後の2部制をとり当事業所から女子167人、男子4人が通学しており、夜間部には男子のみ8人が通学している。また、当事業所に各種学校（洋裁、和裁、料理等）を附設し、定時制課程へ就学しない従業員の勉学に供している。

定時制課程を卒業すれば転職希望者が多く会社側としては卒業後の継続就業に期待はしていない。就学期間労働力を確保できればよいという意向である。

(2) 通学者に対する事業所の配慮

就学時間確保のための措置としては、前記の様に大多数が通学している高校の昼間部は2部制をとっているので一週毎の交替により通学を可能ならしめ、夜間部通学者は所定労働時間で支障ないが、残業はさせない電車を講じている。なお、労働日の学校行事については特別休暇扱いとしている。

その他の援助としては、授業料、交通費、給食費、入学金等の支給を行ない、修学旅行に際しては5,000円の小遣を渡している。また通学用のバスを運行しているが、夜間学生の場合帰寮時刻が遅いため、タクシーを利用させ費用を会社で負担している。

在職中に取得した学歴の取扱いについては、高校卒資格をとれば日給から月給へ、そしてそのままの職種の場合には月2,000円、昇格職等に転職した場合は1,000円アップする。職種の転換は殆ど行なわれないが卒業後、本人次第で指導係につけることもある。

事例 5

社 名 (株)K工務店

産 業 建設業

(1) 事業所の概況

常用労働者91人、中学卒青少年労働者(15才～19才)23人いるが全員男子である。毎年、中卒者を20人前後採用している。

当事業所では認定職業訓練(3年)を行なっており、中卒者全員が受講し、なおその全員が夜間定時制課程で勉学している。事業内の認定職業訓練は県下の建設業界ではじめての試みであるので、卒業時点で転職されることは覚悟している。そこで定着を図るためには労働条件をよくし魅力あ

る職場にする以外はない……という考え方をもつて対処している。

(2) 通学者に対する事業所の配慮

就学時間確保のための措置としては、所定労働時間は8時～17時までであるが、通学者は16時までとし、残業はさせないように配慮している。また、労働日に学校行事が行なわれる際には特別休暇を与えている。

その他の援助としては、職業訓練生は全寮制度となつていたので、通学者は全員寮生であるが、寮費のうち、本人負担となるのは食費1日240円のみで、他はすべて会社の負担としており、学習室を設け勉強できるよう配慮されている。また授業料を支給し、事業主はETA（学校との連絡組織）に加入している。

在学中に取得した学歴の取扱いについては、卒業したら全日制、定時制の区別なく同じ高卒扱いとなる。

事 例 6

社 名 K商事

産 業 卸売業・小売業（書籍販売）

(1) 事業所の概況

常用労働者40人、中卒青少年労働者は8人、うち7人が通学している。中卒男子を毎年4～5人採用しているが、求職者が多く選考するのに苦慮している。当事業所では就学することを採用時の条件としており、4年間真面目に就労して貰えばよい。将来のことについては卒業の時点で考えるべきことなので4年間挫折しないように生活指導を行ない、卒業時には就職相談に応じ、他への就職をむしろ祝福し引止めは行っていない。他へ就職して行つても2年位で戻つて来る者もあり、その場合、過去の4年間の経験を評価し責任あるポストにつけて期待している。

(2) 通学者に対する事業所の配慮

就学時間確保のための措置としては、一般従業員の勤務時間は8.30～17.00となつているが就学者は8.30～16.45と15分短縮している。

また労働日における学校行事の参加については特別休暇扱いとし、学校行事を優先、それに仕事を合わせるようにしている。

その他の援助としては、通学者全員に対し月3,000円の奨学金を支給し、寮費、食費を3割補助し、寮生が勉強できるように学習室を設け、また、通学用バイク、自転車を希望者に貸与している。

在職中に取得した学歴の取扱いについては卒業時点で一応退職金を支給して、新たに高卒として採用する。その初任給決定の際は経験年数を評価し、他の新卒者より1,000円高くしている。身分、職種等は特に変わらないが能力ある者は責任あるポストへ配置換する。

事例 7

社 名 有限Y 堂

産 業 製造業（漢方薬製造販売）

(1) 事業所の概況

常用労働者17人、中卒青少年労働者（15才～19才）2人、“通学することを条件”に定時制課程通学者を職安や学校に依頼し採用しており現在2人とも通学しているが、在学者が卒業すると同時に、又、新たに2人を採用するというようにしている。職種が経験を必要としない荷造り、配達等であるため、4年間を限度として低賃金で雇用できる定時制通学者を歓迎している。又、学校側も4年たつたら他へ転職できることから優秀な人材を紹介し、学生側も4年間の職場として割りきつて働いている。

(2) 通学者に対する事業所の配慮

就学時間確保のための措置としては、所定労働時間は9時～17時までであるが、通学者は16時半で終了させ賃金についてはカットしない、残業はさせないよう配慮している。また、労働日の学校行事への参加は日数に制限なく、特別休暇として扱っている。

その他の援助としては、学習室を設け勉強できる様に配慮し、また、修学旅行の際には5,000円の小遣を支給しており、学校との連絡組織（E

TA等)に加入している。

在職中に取得した学歴の取扱いについては、前記の如く4年間の労働者として割りきつて雇用しているが、例外的に卒業後残る者については事務職に配転する。賃金については高校卒業時点で取得していた金額が高卒初任給となる。

事 例 8

社 名 M産業株式会社

産 業 製造業(家庭用、工業用縫糸製造)

(1) 事業所の概況

常用労働者170人中、中学卒青少年労働者45人である。昭和32年度より定時制高校へ通学することを条件に採用している。昭和42年度から定時制高校へ3部制の導入が行なわれて以来、全員を通学させ4年間の定着を図っている。午前の部は女子18人、午後の部は女子18人、夜の部は男子9人となつている。女子は交替制勤務のため、通学は午前、午後と1年交替となつている。最近は中卒者の採用の見通しが暗いので高卒を採用し短大進学を考慮中である。

(2) 通学者に対する事業所の配慮

就学時間確保のための措置としては、通学に支障のないように、学校の始業時刻に合わせて会社の勤務時間を定めている。また、労働日に学校行事が行われる場合には申請休暇(特別休暇)扱いとし、すべて学校行事優先の形をとっている。

その他の援助としては、旅行積立金、後援会費を全員に対して支給しており、また、ETAに加入している。

在職中取得した学歴の取扱いについては、卒業する時点は在職5年目になるので、役付とし月1800円、学卒手当月1500円を加算するので高卒新採用者より高くなっている。但し卒業者の大方は大企業または公務員等の資格をとつて転職していくのでそのまま残る青少年は少ない。

事例 9

社 名 K繊維株式会社
産 業 製造業（ニット製品縫製）

(1) 事業所の概況

常用労働者163人、中学卒青少年労働者50人のうち定時制課程通学者は28人、各種学校1人となつている。縫製業であるため、中卒女子の求人が主であり、毎年20人ほど充足している。

通学することを原則として奨励しているが通学者は就労態度が安定し、また勉強することによつて技術向上が早いし、人間ができてくるほか働らきながら学ぶ真摯な生活態度が他の従業員によい影響を与え、定着率も非常に高いので近い将来は若年労働力確保のため、また、青少年の余暇善導のためにも定時制課程通学を採用の条件にすることも検討中である。

通学生に対する優遇措置が特権意識となつて一般従業員との感情的摩擦の起らないような配慮をしている。

(2) 通学者に対する事業所の配慮

就学時間確保のための措置としては、定時制通学者の便を考慮して、会社全体の終業時刻を午後5時と設定し、残業は一切させないこととしている。なお、生産目標設定にあつては定時制課程通学者には残業をさせないことで計画をたてている。

労働日の学校行事に際しては特別休暇扱いとし、寮長より人事部へ届出ることになつている。

その他の援助としては、定時制課程通学者全員に対し奨学金月1,000円を支給し、入学金および入学時の教科書代を全額支給している。

また、通学のためのバスを運行し、寮では通学者同士を同室にし、寮のホールに勉強机をおき学習できるようにしている。

在職中取得した学歴の取扱いについては、高校を卒業した時点で副班長有資格にする。（中卒のままだと6年かかるが高校定時制課程卒者は4年に短縮されることになる。）

賃金については、定時制を卒業すると同時に日給がアップする。この金額は中卒のまま4年たつた者より高く、また新高卒者よりも高くなつてくる。

事 例 10

社 名 H内燃機工業株式会社

産 業 製造業（原動機）

(1) 事業所の概況

常用労働者1572人、中学卒青少年労働者（15才～19才）は80人いる。中卒者の採用については、例年採用し、46年も採用する見込みである。

事業内職業訓練（3ケ年、1ケ年）を行なっている。当施設は技能連携制度による施設として文部省の指定をうけており、訓練生は全員定時制夜間課程へ進学している。また、入社の時通学することが義務となつているので従業員全員が高校卒の学歴（一部中途採用あり）になる。

学校側とたえず連絡をとり、途中で坐折することのないように配慮している。

(2) 通学者に対する事業所の配慮

就学時間確保のための措置としては、午後4時が終業の時刻となつているため特別な時間的配慮は必要としないが残業はさせない配慮をしている。また、労働日に学校行事が行なわれる際には、年次有給休暇とは別に特別な休暇を与えて参加をさせている。

また、経済的援助としては、授業料その他勉学に必要な諸経費月3,000円程度を事業所が負担している。本人負担としては僅か100円の自治会費のみとなつている。なお学校との連絡組織に加入している。

在職中の学歴の取扱いについては、前記のように、卒業した時点で高卒扱いとなる。

なお、技能教育施設としての指定を受けたのは昭和37年で、以来、

青少年の通学日数が週 3 日と従来の $\frac{1}{2}$ ですみ、生徒は意慾的に勉学にはけ
んている実情がみられる。

